平成２２年（フ）第４８３号
佐賀市昭栄町４番１号
債務者　宮地　昭生
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５００号
佐賀市長瀬町５番35号
債務者　川﨑三枝子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４号
佐賀県鳥栖市浅井町143番地３　古賀県営住宅１棟34
債務者　酒井　幸子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７号
佐賀県佐賀市西田代１丁目８番17号
債務者　兵働　未貴
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８号
佐賀県鳥栖市あさひ新町802番地75
債務者　松　　時子
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０号
佐賀県佐賀市諸富町大字徳富816番地
債務者　馬場美枝子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２号
佐賀県佐賀市本庄町大字末次836番地３
債務者　池田　聖子（旧姓蔵本）
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２１号
佐賀県鳥栖市村田町654番地６　コーポ森永105
債務者　田中　一秀
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５１号
山形県新庄市住吉町４番６号
債務者　佐藤　関児
1　決定年月日時　平成23年２月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２３年（フ）第１４号
山形県新庄市五日町1212番地の10
債務者　矢口　友子
1　決定年月日時　平成23年２月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２３年（フ）第２０号
長野市青木島町綱島354番地１　第２章和荘Ｆ、前住所長野市青木島町青木島乙749番地
債務者　内山　　恵
1　決定年月日時　平成23年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３１号
兵庫県宝塚市今里町24番32号、前住所千葉県浦安市富士見４丁目９番10号
債務者　吹田　清史
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第４２号
兵庫県伊丹市西野６丁目33番地の１　パレ武庫川プルミエールⅣ111号、前住所愛知県名古屋市中川区尾頭橋１丁目１番35号　シティコーポ尾頭橋５号館309号
債務者　河原　佐喜
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第４６号
兵庫県宝塚市山本丸橋２丁目21番３―205号
債務者　田渕正雄こと　田淵　正雄
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２１号
福島県郡山市熱海町熱海６丁目65番地　市営住宅Ｃ棟302号
債務者　瀧深　重博
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第９５５号
千葉県松戸市松飛台66番地　坂本荘１Ｆ
債務者　佐藤　靖夫
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５４号
千葉県松戸市常盤平４丁目12番地の１　ダイアパレス常盤平グランドアベニュー408号
債務者　山上　弘子
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部